

## STAR LINK 会員規約

<改定前> 2026年5月18日搭乗分まで適用	<改定後> 2026年5月19日搭乗分から適用
<b>第8条 小児・乳幼児の会員証の使用</b> 会員本人が小児（3歳～11歳）、または乳幼児（3歳未満）の場合には、その親または法定代理人がマイル積算、残高照会および特典のお申込み等の諸手続を、会員本人に代わって行うことができます。	<b>第8条 小児・幼児の会員証の使用</b> 会員本人が小児（2歳～11歳）、または幼児（2歳未満）の場合には、その親または法定代理人がマイル積算、残高照会および特典のお申込み等の諸手続を、会員本人に代わって行うことができます。
<b>第20条 小児のマイル</b> 小児についても、原則として、大人（12歳以上の者）と同様の基準にてマイルが付与されます（キャンペーン等によるボーナスマイルを除く）。小児が特典を利用する場合でも、大人が特典を利用する場合と同じマイルが差し引かれます。	<b>第20条 小児のマイル</b> 小児（2歳～11歳）についても、原則として、大人（12歳以上の者）と同様の基準にてマイルが付与されます（キャンペーン等によるボーナスマイルを除く）。小児（2歳～11歳）が特典を利用する場合でも、大人（12歳以上の者）が特典を利用する場合と同じマイルが差し引かれます。
<b>第21条 乳幼児のマイル</b> 乳幼児が幼児運賃で対象フライトに搭乗する場合には、マイルの付与は行われません。また、乳幼児が大人と同様のマイルを使用して特典航空券を取得した場合には、座席の占有が可能です。	<b>第21条 幼児のマイル</b> 幼児（2歳未満）が幼児運賃で対象フライトに搭乗する場合には、マイルの付与は行われません。また、幼児（2歳未満）が大人（12歳以上の者）と同様のマイルを使用して特典航空券を取得した場合には、座席の占有が可能です。